

				北関東防衛局達第 9 号
改正	平成 20 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 9 号	
	平成 21 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 7 号	
	平成 21 年 1 月 1 日	1 月 1 日	北関東防衛局達第 19 号	
	平成 22 年	7 月 20 日	北関東防衛局達第 14 号	
	平成 23 年	1 月 4 日	北関東防衛局達第 1 号	
	平成 25 年 1 月 1 日	1 月 15 日	北関東防衛局達第 8 号	
	平成 27 年	3 月 16 日	北関東防衛局達第 3 号	
	平成 27 年 10 月 1 日	1 月 1 日	北関東防衛局達第 7 号	
	平成 30 年	3 月 30 日	北関東防衛局達第 2 号	
	令和 2 年 1 月 2 日	1 月 17 日	北関東防衛局達第 2 号	
	令和 3 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 1 号	
	令和 4 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 1 号	
	令和 5 年	4 月 1 日	北関東防衛局達第 3 号	
	令和 6 年	3 月 29 日	北関東防衛局達第 5 号	
	令和 7 年	3 月 31 日	北関東防衛局達第 2 号	

北関東防衛局次長等の専決及び代決に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局次長等の専決及び代決に関する達

(通則)

第 1 条 北関東防衛局長（以下「局長」という。）の決裁事項についての専決及び北関東防衛局における代決は、別に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この達において「専決」とは、局長の決裁事項のうち、特定事項について常に局長に代って決裁することをいい、「代決」とは、権限を有する者又は専決すべき者が出張、休暇その他の理由により不在であって、かつ、当該事項が緊急に処理されなければならない場合にこれらの者に代って当該事項について決裁することをいう。

(専決事項)

第 3 条 局次長の専決事項は、別表 1 のとおりとする。ただし、異例なものを除く。

2 部長の専決事項は、別表 2 のとおりとする。ただし、重要なもの又は異例なものを除く。

3 本局に置かれる課長及び訟務官の専決事項は、別表 3 のとおりとする。ただし、重要なもの又は異例なものを除く。

4 地方防衛事務所長及び出張所長の専決事項は、別表 4 のとおりとする。ただし、重要なもの又は異例なものを除く。

(代決)

第 4 条 代決を行うことができる者は、別表 5 のとおりとする。

2 局長及び局次長が共に不在の場合の代決は、当該事項を所掌する各部長が行う。

3 代決を行った者は、当該事項が重要なもの又は異例なものであるときは、速やかにその権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 9 号）

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 7 号）

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 11 日北関東防衛局達第 19 号）

この達は、平成 21 年 11 月 11 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 20 日北関東防衛局達第 14 号）

この達は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 4 日北関東防衛局達第 1 号）

この達は、平成 23 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 15 日北関東防衛局達第 8 号）

この達は、平成 25 年 11 月 18 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 16 日北関東防衛局達第 3 号）

この達は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日北関東防衛局達第 7 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日北関東防衛局達第 2 号）

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 17 日北関東防衛局達第 2 号）

この達は、令和 2 年 12 月 17 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 1 号）

この達は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 1 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 1 号）

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日北関東防衛局達第 5 号）

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日北関東防衛局達第 2 号）

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 項関係）

1 各部に関する事項

号数	事 項
1	局務についての企画、立案及び総合調整（重要なものを除く。）

2 総務部に関する事項

号数	事 項
1	局内研修の計画及び実施

別表 2（第 3 条第 2 項関係）

1 各部に関する事項

号数	事 項
1	調査、統計の作成及び資料の収集（関係機関等への報告等を除く。） 通達により命ぜられた報告書等の提出 防衛省等からの通知等文書の局内周知 自衛隊に属する航空機及び艦船への搭乗依頼及び輸送請求、給食その他協力依頼 自衛隊の立入制限施設への立入申請
2	
3	
4	
5	

2 総務部に関する事項

号数	事 項
1	特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）
2	第3条及び第4条第1項の規定による取扱者及び保全責任者の指定
3	航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）
4	第12条の規定による報告
5	防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
6	第27条の規定による防衛大臣への報告
7	防衛省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号。以下「情報公開訓令」という。）
8	第20条の規定による開示決定の通知
9	情報公開訓令第21条の規定による不開示決定の通知
10	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）
11	第10条第2項の規定による開示決定等の期限延長の通知
12	情報公開法第11条の規定による開示決定等の期限の特例規定の通知
13	情報公開訓令第13条第3項の規定による開示請求に係る事案の移送の通知
14	表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）
15	第34条の規定による表彰実施報告
16	住居手当（昭和49年人事院規則9－54）
17	第6条の規定による住居届の確認及び住居手当の決定
18	通勤手当（昭和33年人事院規則9－24）
19	第4条の規定による通勤届の確認及び通勤手当の決定
20	扶養手当（昭和60年人事院規則9－80）
21	第4条の規定による扶養親族届の認定
22	単身赴任手当（平成2年人事院規則9－89）
23	第8条の規定による単身赴任届の確認及び単身赴任手当の決定
24	在宅勤務等手当（令和6年人事院規則9－151）
25	第5条の規定による在宅勤務等手当の支給に係る確認及び在宅勤務等手当の決定
26	国家公務員退職手当法の規定による自治体等との事務手続き
27	国家公務員退職手当実態調査の実施に係る調査票等の提出
28	各幕等から依頼された各種教育・研修（課程）・試験等に関する事務
29	恩給の請求に係る書類の審査及び送付
30	健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）
31	第25条第1項の規定による報酬月額届の届出
32	健康保険法施行規則第24条第1項の規定による資格取得の届出
33	健康保険法施行規則第27条第1項の規定による健康保険被保険者賞与支払届の提出
34	健康保険法施行規則第38条第1項の規定による被扶養者の届出
35	健康保険法施行規則第29条第1項の規定による資格喪失の届出
36	健康保険法施行規則第30条及び第31条の規定による変更の届出
37	厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）
38	第18条第1項の規定による報酬月額届の届出
39	厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）
40	第19条第1項の規定による報酬月額変更の届出
41	厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）
42	第15条第1項の規定による資格取得の届出
43	厚生年金保険法施行規則第15条第1項の規定による資格取得の届出
44	厚生年金保険法施行規則第19条の5第1項の規定による厚生年金保

	除被保険者賞与支払届の提出
30	厚生年金保険法施行規則第22条第1項の規定による資格喪失の届出
31	厚生年金保険法施行規則第23条第1項及び第24条1項の規定による変更の届出
32	雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条第1項の規定による資格取得の届出
33	雇用保険法施行規則第7条第1項及び第2項の規定による資格喪失の届出
34	雇用保険法施行規則第8条第1項の規定による確認の請求
35	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）第38条第1項の規定による保険料の申告及び納付
36	失業者の退職手当支給規則（昭和50年総理府令第14号）第3条の規定による国家公務員退職票の交付
37	防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第18条第1項による報告
38	防衛省職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）に基づく事務（「四半期別災害補償報告」、「災害補償報告」、「遺族補償年金、遺族特別給付金の改定」に限る。局長、次長、総務部長に係る補償を除く。）
39	人事院規則16-0（職員の災害補償）第2条及び第3条に規定による災害と認定された者への補償に係る支給額等の協議、決定及び通知
40	自衛隊における伝染病予防に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第37号）第3条第2項及び第3項の規定による報告
41	児童手当の受給資格等の認定及び支給に関する事務
42	国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「宿舎法施行規則」という。）第12条第1項の規定による入居期限の延期の承認
43	宿舎法施行規則第23条及び第24条の規定による宿舎明渡猶予申請書の受理及び承認
44	宿舎法施行規則第27条の規定による管理人の選任
45	防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「国有財産取扱規則」という。）第19条第2項の規定による他の各省各庁の継続使用承認（従前の目的、面積若しくは使用料を変更して使用させようとする場合又は使用期間の満了後引き続き5年以上にわたり使用させようとする場合を除く。）
46	国有財産取扱規則第10条第1項第4号の規定による新築又は増築のうち国有財産取扱規則第26条に規定する部局長処理事項
47	国有財産取扱規則第11条の規定による土地及び建物以外の財産の取得のうち工作物及び立木竹の取得（購入、交換及び寄附の受納によるものを除く。）
48	国有財産取扱規則第14条第1項の規定による所管換（財務協議を要しないものに限る。）
49	国有財産取扱規則第15条の規定による種別替
50	国有財産取扱規則第16条の規定による所属替
51	国有財産取扱規則第17条の規定による用途変更
52	国有財産取扱規則第18条の規定による移築又は改築
53	国有財産取扱規則第19条の規定による他の各省各庁への使用承認及び防衛大臣への報告
54	国有財産取扱規則第20条の規定による部局間使用及び防衛大臣への報告
55	国有財産取扱規則第21条の規定による使用許可（大臣承認又は財務

	協議を要するものを除く。)
56	国有財産取扱規則第21条の規定による防衛大臣への使用許可の報告及び所轄財務局長等への使用許可の通知
57	国有財産取扱規則第21条第5項の規定による1か月以内の使用許可
58	国有財産取扱規則第22条第2項の規定による所轄財務局長等への用途廃止の通知及び用途廃止した財産の引継ぎ
59	国有財産取扱規則第22条第3項の規定による用途廃止及び所轄財務局長への通知
60	国有財産取扱規則第25条の規定による所轄財務局長等への譲与及び売払いの通知
61	国有財産取扱規則第27条の規定による協議（国有財産取扱規則第10条第1項、第14条第1項、第15条から第18条まで、第19条
62	第1項、第21条第3項に係る総務部長専決事項又は防衛大臣承認後の協議に限る。）
63	国有財産取扱規則第28条の規定による所轄財務局長等への一般の使用許可の通知
64	国有財産取扱規則第29条の規定による防衛大臣への報告
65	国有財産取扱規則第34条の規定による立入通知
66	国有財産取扱規則第35条第1項の規定による境界の確定
67	国有財産取扱規則第35条第2項の規定による防衛大臣への境界確定の報告
68	国有財産取扱規則第36条第1項の規定による台帳の備付け、異動があった場合の台帳記載
69	国有財産使用承認書第7条第3項及び国有財産使用許可書第7条第3項又は第8条第3項の規定による使用物件の修繕、模様替等の承認
70	不動産登記法（平成16年法律123号）第116条及び第117条の規定による行政財産の登記の嘱託
71	公共の用に供されている財産を占有するための許可申請
72	庁舎等使用現況及び見込報告書の取扱いについて（昭和45年5月15日蔵理第1890号）に基づく所轄財務局長又は所轄財務事務所長への庁舎等現況及び見込報告書の送付
73	他の各省各庁の国有財産取扱規則等により使用している他省庁財産の継続使用申請
74	国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定による債権発生の際徴収官への通知（財務通知を要しないものに限る。）
75	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（防整施第6939号。28.3.31）別紙第2第4項の規定による入札状況の報告等
76	建設工事に係る競争参加資格申請の受理に関する事務
77	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条の規定による入札の公告
78	駐留軍等労働者永年勤続者表彰式の実施に関する事務（実施計画の決定に関する事務を除く。）
79	防衛省本省の内部部局及び地方防衛局の訴訟事務処理要領（官文第8251号。19.8.29）別紙第9の規定による訴訟の審理経過報告
80	上記各号に準ずるもので、局長が総務部長の専決を適当と認めるもの

3 企画部に関する事項

号数	事 項
1	防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号。以下「交付事務取扱規則」という。）第4条の規定による補助事業等の内定の通知
2	交付事務取扱規則第7条第2項の規定による補助事業等の計画変更の承認及び補助事業等計画変更承認書の通知（補助金等交付決定通知書に準ずる通知書により通知する場合の承認を除く。）
3	交付事務取扱規則第9条の規定による補助金等交付事務処理状況の報告
4	防衛施設周辺防音事業に係る音響の強度及び頻度の測定等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第88号）第2条第1項第1号、第2号及び第2項第1号の規定による音響測定の実施
5	飛行場等周辺の移転補償等の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第89号。以下「移転補償等実施訓令」という。）第4条の規定による建物等調書の作成
6	移転補償等実施訓令第12条の規定による土地調書及び土地境界確認書の作成
7	移転補償等実施訓令第19条の規定による所有権移転登記
8	移転補償等実施訓令第21条の規定による支払の報告等
9	自衛隊等の使用する飛行場等周辺の移転補償に係る証明及び交付
10	自衛隊施設及び提供施設・区域の使用実態等調査に関する報告
11	地方協力確保事務実施計画に基づく各機関への支援依頼等
12	防衛省におけるエネルギー管理体制及び取組方針等について（防地環第11555号。3. 7. 1）第4項の規定による機関等エネルギー管理統括者等の選任及び通知
13	環境保全に係る地方公共団体等への回答、報告、提出、届出等
14	上記各号に準ずるもので、局長が企画部長の専決を適当と認めるもの

4 調達部に関する事項

号数	事 項
1	防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号。以下「取得等訓令」という。）第28条第1項及び第2項の規定による契約締結報告書の作成、提出及び送付
2	取得等訓令第30条第1項の規定による工事完成状況報告書の作成、提出及び送付
3	取得等訓令第32条の規定による工事完成前の使用の協議及び承認
4	取得等訓令第33条第2項の規定による内部部局庁舎等の国有財産台帳登録に必要な資料の送付
5	提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号。）第9条第1項の規定による整備工事契約締結・工事完成状況報告書の作成及び提出
6	提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132号。以下「管理工事等事務処理訓令」という。）第10条及び第17条の規定による契約締結報告書の作成、提出及び送付
7	管理工事等事務処理訓令第11条及び第18条の規定による工事完成状況報告書の作成及び提出
8	工事の実施細目について（通知）（防整技第7167号。28. 3. 31。）第4の規定による設計書等の作成
9	工事監督の実施細目について（通知）（防整技第7165号。28. 3. 31）第7第1項の規定による大規模な工事現場の指定
10	工事成績評定要領について（通知）（防整技第7160号。28. 3. 31）の規定による評定結果の通知
11	技術業務委託における受託者の業務成績評定について（通知）（防整技第7185号。28. 3. 31）の規定による評定結果の通知
12	建設工事に係る各種証明
13	建設工事に関する法令、条例、規則及びその他の規程による申請、届出、通知、協議、報告、提出等（代理者への委任を含む。）
14	工事監督の実施細目について（通知）（防整技第7165号。28. 3. 31）第44第2項の規定による発生材の報告及び引継
15	上記各号に準ずるもので、局長が調達部長の専決を適当と認めるもの

5 管理部に関する事項

号数	事 項
1	合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する防衛省令（昭和37年総理府令第42号。以下「賠償金支給等令」という。）第4条第2項の規定による損害賠償請求書の送付
2	賠償金支給等令第5条第1項の規定による事故発生証明書の取付け
3	賠償金支給等令第5条第2項の規定による損害状況等報告書の作成及び送付
4	賠償金支給等令第8条第1項の規定による賠償金の額の決定並びに同条第2項の規定による支払報告書の作成及び送付
5	賠償金支給等令第11条の規定による請求者への通知
6	賠償金支給等令第12条第1項の規定による報告書（和英両文）の作成
7	賠償金支給等令第12条第2項の規定による公務外損害補償請求書等の送付
8	賠償金支給等令第15条第2項の規定による見舞金の支払完了報告
9	駐留軍の航空機事故等に起因する捜索及び救難作業等のため提供された地方公共団体等の役務に対する見舞金の支給に関する訓令（平成19年防衛省訓令第97号）第4条第2項の規定による消防吏員又は消防団員が出勤した場合の第4条第1項に規定する経費以外の経費の協議
10	駐留軍の施行する工事の調整に関する訓令（平成19年防衛省訓令第95号。以下「工事調整訓令」という。）第6条の規定による工事調整不調報告書の作成等
11	工事調整訓令第8条の規定による工事調整処理報告書の提出
12	旧賠償機器返還処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第94号。以下「旧賠償機器返還処理訓令」という。）第3条第1項の規定による所有権の照会
13	旧賠償機器返還処理訓令第3条第2項の規定による駐留軍への調査依頼
14	旧賠償機器返還処理訓令第4条の規定による旧賠償機器（民有）引渡し通知書の送付
15	旧賠償機器返還処理訓令第5条第1項の規定による民有機器の受領等
16	旧賠償機器返還処理訓令第5条第2項の規定による所有者への引渡し
17	旧賠償機器返還処理訓令第5条第3項の規定による旧賠償機器現状確認書の作成等
18	旧賠償機器返還処理訓令第6条第1項の規定による国有機器引渡しの際の立会い
19	旧賠償機器返還処理訓令第6条第2項の規定による返還書の受領
20	旧賠償機器返還処理訓令第7条の規定による保管等
21	旧賠償機器返還処理訓令第8条の規定による保管機器の引渡し等
22	旧賠償機器返還処理訓令第10第1項の規定による旧賠償機器返還処理状況報告書の提出
23	旧賠償機器返還処理訓令第16条の規定による旧賠償機器引取費補償額決定通知書等の送付
24	旧賠償機器返還処理第17条第2項の規定による補償額の支払完了報告
25	施設発生物品等の取扱いについて（通知）（防地調第5515号。29. 4. 7）第29項第1号の規定による書類の送付等に際しての地

- 方防衛局長の経由（物品管理事務引継書の写しの送付に限る。）
- 26 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条の規定による入札の公告
- 27 土地等中間補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第101号。以下「中間補償処理訓令」という。）第3条の規定による所有者等への損害発生のお知らせ
- 28 中間補償処理訓令第5条の規定による土地等中間補償確認調書の作成等
- 29 中間補償処理訓令第11条第1項の規定による土地等中間補償台帳の作成等
- 30 中間補償処理訓令第11条第2項の規定による図面の作成及び標識等の設置
- 31 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第13条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第90号。以下「損失補償処理訓令」という。）第2条第2項の規定による損失補償申請書の写しの送付
- 32 損失補償処理訓令第7条第2項の規定による損失補償支払の完了報告等
- 33 特別損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第64号。以下「特別損失補償処理訓令」という。）第3条の規定による損失補償申請書の写しの送付
- 34 特別損失補償処理訓令第8条第2項の規定による損失補償支払の完了報告等
- 35 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第14条に基づく損失補償の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第119号。以下「武力攻撃事態等損失補償訓令」という。）第2条第1項の規定による損失補償申請書の写しの送付
- 36 武力攻撃事態等損失補償訓令第6条第2項の規定による損失補償支払の完了報告
- 37 自衛隊の訓練等に必要の制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第63号。以下「自衛隊損失補償訓令」という。）第12条第1項及び第22条第1項の規定による損失補償申請書の提出依頼
- 38 自衛隊損失補償訓令第26条第1項の規定による漁業補償処理報告書による報告及び関係知事への補償金の支払通知並びに同条第2項の規定による漁業補償処理報告書による報告
- 39 駐留軍の制限水域に存する漁業権等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第62号。以下「駐留軍損失補償訓令」という。）第9条の規定による漁業権等調書の作成等
- 40 駐留軍損失補償訓令第14条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による漁業補償処理報告書による報告及び第26条の規定による関係知事への補償金の支払通知
- 41 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の漁業制限等に関する法律第3条第1項の規定による損失補償申請書の提出依頼
- 42 漁業見舞金支給要領について（通達）（令和3.7.1.防地在（事）第166号）第4の規定による漁業見舞金申請書の提出依頼及び第8の規定による漁業見舞金支払完了報告書による報告

- 43 漁業補償等処理事務費の執行について（通知）（20. 3. 31. 地補第4134号）の8による演習通報等協力受託書の提出依頼
- 44 国有財産取扱規則第10条第1項第4号の規定による新築又は増築のうち国有財産取扱規則第26条に規定する部局長処理事項
- 45 国有財産取扱規則第11条の規定による土地及び建物以外の財産の取得のうち工作物及び立木竹の取得（購入、交換及び寄附の受納によるものを除く。）
- 46 国有財産取扱規則第14条第1項の規定による所管換（財務協議を要しないものに限る。）
- 47 国有財産取扱規則第15条の規定による種別替
- 48 国有財産取扱規則第16条の規定による所属替
- 49 国有財産取扱規則第17条の規定による用途変更
- 50 国有財産取扱規則第18条の規定による移築又は改築
- 51 国有財産取扱規則第19条の規定による他の各省各庁への使用承認及び防衛大臣への報告
- 52 国有財産取扱規則第20条の規定による部局間使用及び防衛大臣への報告
- 53 国有財産取扱規則第21条の規定による使用許可（大臣承認又は財務協議を要するものを除く。）
- 54 国有財産取扱規則第21条の規定による防衛大臣への使用許可の報告及び所轄財務局長等への使用許可の通知
- 55 国有財産取扱規則第21条第5項の規定による1か月以内の使用許可
- 56 国有財産取扱規則第22条第2項の規定による所轄財務局長等への用途廃止の通知及び用途廃止した財産の引継ぎ
- 57 国有財産取扱規則第22条第3項の規定による用途廃止及び所轄財務局長への通知
- 58 国有財産取扱規則第25条の規定による所轄財務局長等への譲与及び売払いの通知
- 59 国有財産取扱規則第27条の規定による協議（国有財産取扱規則第10条第1項、第14条第1項、第15条から第18条まで、第19条第1項、第21条第3項に係る管理部長専決事項又は防衛大臣承認後の協議に限る。）
- 60 国有財産取扱規則第28条の規定による所轄財務局長等への一般の使用許可の通知
- 61 国有財産取扱規則第29条の規定による防衛大臣への報告
- 62 国有財産取扱規則第34条の規定による立入通知
- 63 国有財産取扱規則第35条第1項の規定による境界の確定
- 64 国有財産取扱規則第35条第2項の規定による防衛大臣への境界確定の報告
- 65 国有財産取扱規則第36条第1項の規定による台帳の備付け、異動があった場合の台帳記載
- 66 国有財産取扱規則第41条の規定による計算証明規則第64条第2項の規定に基づく計算書の会計検査院への提出
- 67 国有財産取扱規則第42条の規定による国有財産増減及び現在額報告書等の防衛大臣への送付
- 68 国有財産取扱規則第43条の規定による国有財産見込現在額報告書等の防衛大臣への送付
- 69 国有財産取扱規則第44条の規定による国有財産無償貸付状況報告書等の防衛大臣への送付
- 70 国有財産取扱規則第45条の規定による庁舎等使用現況及び見込み報告書の防衛大臣への送付

71	防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和３８年防衛庁訓令第３０号。以下「国有財産取扱訓令」という。）第６条第１項の規定による国有財産供用通知書の送付
72	国有財産取扱訓令第７条第１項の規定による仮供用事務担当官の指定申請
73	国有財産取扱訓令第７条第３項の規定による仮供用事務担当官との仮供用の協議及び仮供用
74	国有財産取扱訓令第７条第４項の規定による国有財産仮供用通知書の送付
75	国有財産取扱訓令第８条第２項の規定による供用事務担当官との供用廃止の協議及び国有財産供用廃止通知書の送付
76	国有財産取扱訓令第１１条第３項の規定による供用事務担当官との使用許可の協議（第１５条の規定により準用する場合を含む。）
77	国有財産取扱訓令第１２条の規定による国有財産使用許可書の交付（第１５条の規定により準用する場合を含む。）
78	国有財産取扱訓令第１３条の規定による供用事務担当官への使用許可の通知（第１５条の規定により準用する場合を含む。）
79	国有財産取扱訓令第１４条第３項の規定による飛行場部外者使用状況報告（第１５条の規定により準用する場合を含む。）
80	測量法第１４条第１項、第２項及び第３９条の規定による公共測量実施及び実施終了に係る関係都道府県知事への通知
81	測量法第３６条の規定による公共測量実施に係る国土地理院の長への計画書の提出
82	国有財産取扱訓令第１７条第１項の規定による供用事務担当官への発生材等の処分の依頼
83	国有財産取扱訓令第１７条第２項の規定による供用事務担当官との協議
84	国有財産取扱訓令第１８条第２項の規定による部局長委任事項のうち用途変更、移築又は改築（国有財産取扱規則第２７条第１項に規定する所轄財務局長又は所轄財務事務所長との協議を要しないものに限る。）
85	国有財産取扱訓令第２２条第１項の規定による境界標の設置
86	国有財産取扱訓令第２３条第２項の規定による供用事務担当官への供用財産の異動及び付属図面の更正の通知
87	国有財産使用承認書第７条第３項及び国有財産使用許可書第７条第３項又は第８条第３項の規定による使用物件の修繕、模様替等の承認
88	防衛省所管国有財産（普通財産）の取扱いに関する訓令（平成１９年防衛省訓令第７８号。以下「普通財産取扱訓令」という。）第９条、第１０条及び第１１条の規定による普通財産の財務局長への引継ぎ
89	普通財産取扱訓令第１３条の規定による書類の徴収
90	普通財産取扱訓令第１４条及び同訓令第１５条の規定による使用の承認申請
91	普通財産取扱訓令第１６条の規定による使用の承認等
92	普通財産取扱訓令第１７条の規定による台帳への登録等
93	普通財産取扱訓令第２１条第３項の規定による増減等に係る通知
94	普通財産取扱訓令第２２条の規定による確認
95	普通財産取扱訓令第２３条の規定による修繕、模様替による処理等
96	普通財産取扱訓令第２４条第２項の規定による財産受渡証明書副本の送付
97	普通財産取扱訓令第２５条の規定による普通財産取得報告書の送付
98	普通財産取扱訓令第２７条の規定による異動報告書等の送付

99	普通財産取扱訓令第29条の規定による処分の報告等
100	不動産登記法（平成16年法律123号）第116条及び第117条の規定による行政財産の登記の嘱託
101	公共の用に供されている財産を占有するための許可申請
102	他の各省各庁の国有財産取扱規則等により使用している他省庁財産の継続使用等の協議及び申請並びに使用承認後の使用許可
103	駐留軍から返還された民公有土地等の引渡し等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第75号。以下「返還民公有地引渡訓令」という。）第4条の規定による国有財産の現状の調査等
104	返還民公有地引渡訓令第23条の規定による取壊条件売払い広告
105	返還民公有地引渡訓令第24条第2項の規定による取壊条件付売払いの契約締結に伴う関係書類の提出
106	返還民公有地引渡訓令第27条の規定による条件工事に係る工事日誌の整備
107	返還民公有地引渡訓令第27条の規定による条件工事に係る関係書類の提出
108	建設工事の実施に伴う必要な補償及び工事負担金に関する事務（金額の決定及び契約の締結を除く。）
109	下水道事業受益者負担金に係る回答、申告、申請、通知
110	防衛省における駐留軍の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第131号）第6条の規定による地方協力局長との協議等（駐留軍の使用に供する施設の管理に関する事務で地方公共団体に対する見舞金の支給）
111	提供施設の管理、緩衝地帯の整備等に係る工事の事務処理手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第132号。以下「管理工事等事務処理訓令」という。）第10条及び第17条の規定による工事契約締結報告書の作成、提出及び送付
112	管理工事等事務処理訓令第11条及び第18条の規定による工事完成状況報告書の作成及び提出
113	河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条及び第95条の規定による流水の占用の協議に係る同意の条件として付された水利使用規則に基づく報告
114	国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2の規定による実地監査の実施に伴う資料の提出
115	在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて（平成13年財理第1322号）第2の1(2)ハ及びニに基づく使用承認申請、使用承認及び使用条件承認
116	在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて（平成13年財理第1322号）第6の3の規定による所轄財務局長への報告
117	提供国有財産及び提供民公有財産の一時使用等の取扱手続について（通達）（防地施（事）第167号。28.4.1）別紙第1の4(4)の規定による地方協力局次長への回答（大臣承認又は財務協議を要するものを除く。）
118	提供国有財産及び提供民公有財産の一時使用等の取扱手続について（通達）（防地施（事）第167号。28.4.1）別紙第2の3(4)の規定による地方協力局次長への回答（大臣承認を要するものを除く。）
119	在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の一時使用等を許可する場合の取扱いの基準について（平成6年蔵理第3939号。以下「国有財産一時使用許可取扱基準」という。）2の規定による一時使用等の許可

	の申請等（大臣承認又は財務協議を要するものを除く。）
120	国有財産一時使用許可取扱基準5の規定による一時使用等の許可（大臣承認又は財務協議を要するものを除く。）
121	在日合衆国軍隊の用に供する国有財産及び民公有財産の一時使用等の許可に係る審査基準等について（通達）（防地施（事）第168号。28.4.1。以下「民公有財産一時使用許可審査基準」という。）別添2の2の規定による一時使用等の許可の申請（大臣承認を要するものを除く。）
122	民公有財産一時使用許可審査基準別添2の7の規定による一時使用等の許可（大臣承認を要するものを除く。）
123	特別借受宿舍の取扱いについて（通達）（防人厚第8130号。19.8.28）に基づく賃貸借契約書第15条に規定する国家公務員共済組合連合会理事長への協議及び供用事務担当官への通知
124	立川公務員宿舍（仮称）整備等事業の事業契約書第52条第4項に基づく通知
125	国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定による債権発生の際徴収官への通知（財務協議を要しないものに限る。）
126	駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第76号。以下「賃借等処理訓令」という。）第5条及び第6条の規定による同意の取付け
127	賃借等処理訓令第7条の規定による所有者等への土地等の使用通知
128	賃借等処理訓令第8条の規定による所有者等への土地等使用廃止等の通知
129	賃借等処理訓令第9条の規定による貸付解除に伴う損失補償の関係各省庁への通報等
130	賃借等処理訓令第24条の規定による土地等調書等の作成等
131	賃借等処理訓令第28条の規定による土地等補償調書の作成等
132	賃借等処理訓令第30条から第34条までの規定による分割物件全部移転補償調書等の作成
133	賃借等処理訓令第50条の規定による財産使用確認書等の作成
134	自衛隊の施設として使用する土地等の賃借等の処理について（通知）（令和4年2月18日）防地環第2514号。以下「賃借等処理通知」という。）第5及び第6の規定による同意の取付け
135	賃借等処理通知第7の規定による所有者等への土地等の使用通知
136	賃借等処理通知第8の規定による所有者等への土地等使用廃止等の通知
137	賃借等処理通知第9の規定による貸付解除に伴う損失補償の関係各省庁への通報等
138	賃借等処理通知第24の規定による土地等調書等の作成等
139	賃借等処理通知第28の規定による土地等補償調書の作成等
140	賃借等処理通知第30から第34までの規定による分割物件全部移転補償調書等の作成
141	賃借等処理通知第50の規定による財産使用確認書等の作成
142	駐留軍の用に供する土地等の買収等の手続に関する訓令（平成19年防衛省訓令第98号。以下「買収等手続訓令」という。）第4条の規定による土地等売渡同意書等の取付け
143	買収等手続訓令第5条の規定による土地等買収調書の作成等
144	買収等手続訓令第13条の規定による国有財産の所轄財務局長への引継ぎ等
145	駐留軍の用に供する土地の地役権等の設定等に関する訓令（平成19

	年防衛省訓令第 1 0 0 号。以下「地役権等設定等訓令」という。) 第 3 条第 1 項の規定による同意書
146	地役権等設定等訓令第 3 条第 2 項の規定による承諾書の取付け
147	返還民公有地引渡訓令第 5 条の規定による返還財産の確認及び受領
148	返還民公有地引渡訓令第 6 条第 1 項の規定による返還財産の引渡期日の指定及び財産返還通知書の送付
149	返還民公有地引渡訓令第 7 条第 1 項の規定による返還財産受領書の徴収
150	自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る土地等の提供、買収及び返還に関する証明
151	賃借等処理訓令第 5 5 条及び賃借等処理通知第 5 5 の規定による契約期間の更新依頼
152	賃借等処理通知に基づいた防衛施設用地等の賃貸借契約に係る契約相手方からの依頼に基づく契約名義の変更及び工事保守会社認定の申請
153	用地取得に係る関係地権者等への境界立会依頼等
154	上記各号に準ずるもので、局長が管理部長の専決を適当と認めるもの

6 装備部に関する事項

号数	事 項
1	北関東防衛局における中央調達の事務の処理に関する達（平成27年北関東防衛局達第6号）第2条第3項の規定による防衛装備庁支出負担行為担当官への通知
2	日米間の相互政府品質管理に関する訓令（防衛装備庁訓令第13号）第9条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定に基づく防衛装備庁への通知
3	上記に準ずるもので、局長が装備部長の専決を適当と認めるもの

別表 3（第 3 条第 3 項関係）

1 各課等に関する事項

号数	事 項
1	本局に置かれる課長及び訟務官の専決事項は、戸籍簿、商業登記簿、不動産登記簿等の閲覧及びこれらの謄本等の交付申請事務とする。

2 会計課長に関する事項

号数	事 項
1	補助等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 23 条第 2 項の規定による立入検査の証票の交付に係る事務
2	国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号。以下「公務員宿舎法」という。）第 13 条の 3 の規定による被貸与者に対する監督
3	公務員宿舎法第 15 条第 1 項の規定による有料宿舎の使用料の決定
4	公務員宿舎法第 20 条の規定による宿舎の現況に関する記録の備付け
5	国家公務員宿舎法施行令（昭和 33 年政令第 341 号）第 9 条の規定による無料宿舎を貸与できる者の指定
6	国家公務員宿舎法施行令第 16 条かつこ書きに規定する財務大臣が定める場合の取扱いについて（昭和 46 年 3 月 20 日蔵理第 992 号）
7	第 3 項第 1 号の規定による宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書の提出
8	宿舎法施行規則第 8 条の規定による宿舎貸与申請書の受理
9	宿舎法施行規則第 9 条の規定による宿舎貸与の承認及び承認書の交付
10	宿舎法施行規則第 10 条の規定による同居の申請書の受理及び承認
11	宿舎法施行規則第 12 条第 2 項の規定による貸与の承認の取消し
12	宿舎法施行規則第 23 条の規定による宿舎明渡猶予申請書の提出
13	宿舎法施行規則第 32 条の規定による宿舎状況の報告書の作成
14	国家公務員宿舎事務取扱準則（昭和 34 年大蔵省訓令特第 6 号）第 14 条の規定による合同宿舎貸与要求書の提出及び貸与承認書の交付
15	国家公務員宿舎事務取扱準則第 15 条の規定による合同宿舎の貸与を受けている職員の転任等の通報及び合同宿舎の使用料の控除を行う支出官等の異動の通報並びに宿舎の維持管理に関する軽微な事務
16	国有財産取扱規則第 19 条第 2 項の規定による他の各省各庁への継続使用承認（従前の目的、面積若しくは使用料を変更して使用させようとする場合又は使用期間の満了後引き続き 5 年以上にわたり使用させようとする場合を除く。）
17	国有財産取扱規則第 21 条第 5 項の規定による一般の継続使用許可（従前の目的、面積若しくは使用料を変更して許可しようとする場合又は許可の期間の満了後引き続き 5 年以上にわたり許可しようとする場合を除く。）
18	国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 12 条の規定による債権発生の歳入徴収官への通知（継続使用のうち使用料の変更がないものに限る。）
19	国家公務員宿舎に係る宿舎居住証明申請書の送付 本局における管理庁等への管理経費実行済報告

3 施設管理課長に関する事項

号数	事 項
1	国有財産取扱規則第19条第2項の規定による他の各省各庁への継続使用承認（従前の目的、面積若しくは使用料を変更して使用させようとする場合又は使用期間の満了後引き続き5年以上にわたり使用させようとする場合を除く。）
2	国有財産取扱規則第21条第4項の規定による一般の継続使用許可（従前の目的、面積若しくは使用料を変更して許可しようとする場合又は許可の期間の満了後引き続き5年以上にわたり許可しようとする場合を除く。）
3	国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定による債権発生の際入徴収官への通知（継続使用のうち使用料の変更がないものに限る。）

別表 4（第 3 条第 4 項関係）

1 各地方防衛事務所及び出張所に関する事項

号数	事 項
1	自衛隊に属する航空機及び艦船への搭乗依頼及び輸送請求、給食その他協力依頼

2 宇都宮防衛事務所に関する事項

号数	事 項
1	北関東防衛局における中央調達事務の処理に関する達（平成 27 年北関東防衛局達第 6 号）第 2 条第 3 項の規定による防衛装備庁支出負担行為担当官への通知

別表 5（第 4 条関係）

権限を有する者 又は専決すべき者	代 決 者
局長	局次長
次長	各部長
総務部長	総務課長（総務課所管事項に限る。）
	会計課長（会計課所管事項に限る。）
	契約課長（契約課所管事項に限る。）
企画部長	部次長
調達部長	部次長
管理部長	業務課長
装備部長	装備企画課長（装備企画課所管事項に限る。）
	装備第 1 課長（装備第 1 課所管事項に限る。）
	装備第 2 課長（装備第 2 課所管事項に限る。）
課（室）長	課（室）長の指定する者
地方防衛事務所長	地方防衛事務所次長、百里防衛事務所業務係長、前橋防衛事務所業務係長、千葉防衛事務所業務係長、新潟防衛事務所業務係長